

2013年

3

No.623

広
報

びらとり

祝☆北海道初の伝統的工芸品指定

「二風谷イタ」「二風谷アットウシ」

二風谷民芸組合 (3/15)



今月号は…

- 国土交通省が平取ダム建設継続方針を決定
- 後期高齢者医療制度について
- まちの広場
- 教育委員会からのお知らせ
- すこやかだより
- 図書館へいこう・・・ほか

★ 国土交通省が平取ダム建設継続方針を決定!!

平成21年9月の民主党への政権交代による国土交通大臣の突然の方針転換により同年10月、全国48の直轄ダム事業について見直し方針が示され、平取ダム本体工事が事実上の凍結となりました。

平成21年12月、国土交通省は、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるとの考え方に基づき、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方を検討する「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発足させ、そこで個別ダムの検証の進め方などをまとめたうえで、平成22年9月、国土交通大臣より北海道開発局に平取ダムの検証に係る検討の指示が出されています。

平成22年12月、北海道、平取町、日高町の首長からなる「沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」を北海道開発局が設置。平成24年9月までの間に全5回の協議会が開催さ

れ、治水・利水対策案の評価などが進められ、コスト、実現性、地域への影響などから判断し、現行案の「平取ダムの建設が最も有効」との結論を出しました。

その後、パブリックコメントや学識経験者から意見を聞き、北海道開発局事業審議委員会でも平取ダム継続は妥当との判断がされ、北海道開発局として継続の方針を決定しました。

この結果が国土交通省に報告され、有識者会議での意見も踏まえ、平成25年1月25日に国土交通大臣が「平取ダム建設継続」という対応方針が決定されています。

平成25年度の国の予算にも33億7200万円が計上され、本格的にダム関連工事が再開される見込みとなっています。

平取ダムの建設継続が決定されるまで、平取町、日高町の流域自治体、平取ダム建設促進期成会及び関連団体は、平成15年、18年の未曾有の洪水を教訓として、沙流川総合

開発事業平取ダム建設が、流域住民の命と財産を洪水から守り、安心して暮らし続けられる地域づくりには不可欠な事業として、その必要性と事業の継続、早期完成を、国土交通大臣や国会議員、関係機関等に強く訴えてきた経緯があります。

今後も事業の早期完成を求め、引き続き地元の声を訴えていくことにしています。



平取町長、日高町長、両町議会議員で堀井学衆議院議員と共に、松下国土政務官に早期完成を要望（平成25年1月24日、国土交通省にて）

1. 沙流川総合開発事業の概要

・沙流川総合開発事業は、沙流川に二風谷ダム、支川の額平川に平取ダムの2つの多目的ダムを建設する事業で、「洪水調節」「流水の正常な機能の維持」「水道用水の供給」「発電」を目的としています。

昭和57年度に沙流川総合開発事業として建設に着手し、昭和61年9月に二風谷ダム本体工事に着手、平成8年6月に試験湛水を完了、平成10年4月に二風谷ダムは管理に移行しました。

2. 平取ダム建設の目的

・洪水調節：平取ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒2,050 m³のうち、毎秒1,750 m³の洪水調節を行う。

・流水の正常な機能の維持：下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

・水道：平取町に対し、新たに1日最大1,200 m³、日高町に対し、新たに1日最大1,400 m³の水道用水の取水を可能とする。



平取ダム完成予想図

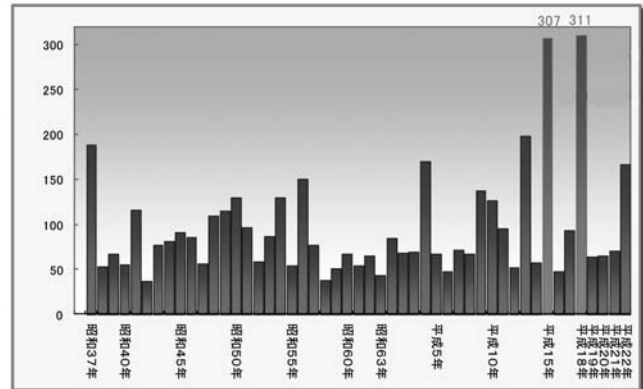
◆近年の平取町における出水被害

近年 10 年で 4 回（平成 13、15、18、22 年）の洪水被害が発生し、支川のはん濫、内水はん濫による被害が多発しています。最近の一時に降る雨量の多さは統計的にも顕著となっており、平取町のまちづくりに、沙流川の治水対策は欠かせないものとなっているのです。



■沙流川流域の年間最大 24 時間雨量

平成 18 年 8 月、平成 15 年 8 月は、300 ㎜を越えています。



■出水被害の概要

平取町	洪水発生日月	浸水面積(ha)	浸水被害(千円) 一般資産被害	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	備考
	平成13年9月	3	1,241,157	0	0	室蘭開発建設部洪水速報より
	平成15年8月	202	8,549,376	21	37	室蘭開発建設部洪水速報より
	平成18年8月	37	2,218,470	11	25	室蘭開発建設部洪水速報より



すでに完成した付替え道道芽生貫気別線（宿主別橋）

◆平取ダム建設事業の進捗状況

平取ダムの本体工事着工は凍結されていましたが、関連の生活再建対策として、橋梁架け替えを含む道道の整備や、事業に必要なアイヌ文化保全調査などは継続されています。建設総事業費 573 億円のうち、平成 23 年度末で 225 億円（39%）が施工済となっており、ダム事業用地内の 17 戸はすべて移転が完了し、340ha の全ての民地の取得を終えています。

また、道道の付替え道路工事等も全延長 5.5km のうち、40% の 2.2km が完了し、橋梁も 3 橋のうち 2 橋が完成しています。

◆平取ダム建設事業の早期完成に向けた地元での取り組み

沙流川総合開発事業は二風谷ダムと平取ダムの 2 つのダムがあって、はじめて十分な洪水調節機能が発揮できるものとして、二風谷ダムが完成した平成 9 年度に、平取町、議会、商工会、農業協同組合、沙流川森林組合、北海道アイヌ協会平取支部、町内の全ての自治会からなる「平取ダム建設促進期成会（会長 楠木初男氏）」を発足させました。

早期完成に向けての決起大会の開催や、中央要望活動などに活発に取り組み、昨年 11 月には国会議員、道議会議員を迎え、町民など 200 人が結集し、平取ダムの必要性を町内外に強力にアピールしました。



昨年 11 月 5 日に開催した総決起大会
（ふれあいセンターびらとりにて）

～後期高齢者医療制度について～

『後期高齢者医療制度』について、より理解を深めてもらえるよう改めて要点をまとめましたので、ぜひ参考にしてください。

■保険料率について

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。
平成24・25年度の保険料率は次のとおりです。

均等割 47,709円	+	所得割 (前年所得-33万円)×10.61%	=	1年間の保険料 (限度額55万円)
----------------	---	---------------------------	---	----------------------

○均等割(被保険者が等しく負担)

平成24・25年度
47,709円

○所得割(被保険者の所得に応じて負担)

平成24・25年度
10.61%

○限度額(1年間の上限額)

平成24・25年度
55万円



○所得の低い方は保険料が軽減されています

●均等割の軽減…被保険者と世帯主(被保険者以外も含む)の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24・25年度
33万円かつ被保険者全員が、年金収入80万円以下で所得が0円	9割軽減	4,770円
33万円	8.5割軽減	7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)	5割軽減	23,854円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円

●所得割の軽減…加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	平成24・25年度の所得割
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減(特別措置)

後期高齢者医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割がかからず、均等割は9割軽減されています。⇒ 1年間の保険料4,700円

○保険料の納め方について

保険料の納め方には、年金から保険料が引落される『特別徴収』と、口座振替や窓口で直接納付をする『普通徴収』があります。

現在、年金から引落しされている『特別徴収』の方については、『口座振替』を選択することもできます。変更を希望される場合は、申請が必要です。

●保険料は税金の控除の対象になります●

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。「年金引落し」によって納めている場合は、本人のみの控除対象となりますが、口座振替によって支払った場合は、本人以外のご家族の控除対象とすることもできます。

※保険料の納め忘れによる未納が長期に渡り続きますと、保険証が交付されないことがあります。もう一度、納付状況につきましてご確認下さいますようお願いいたします。

■保険料の減免及び一部負担金の免除について

災害などで重大な被害を受けたときや、その他の特別な事情で生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難な方、離職により保険料を納めることが困難になった場合などについては、申請をして認められると保険料が減免となる場合があります。

また、医療機関での窓口負担（一部負担金）についても広域連合の決定した額が減額または、免除となる制度があります。



■高額療養費支給申請について

後期高齢者医療制度では、一度口座の申請をしていただくと、以降生じた高額療養費が自動的に届けていただいた口座へ支給されます。高額療養費が発生していて口座の届けがない場合は、北海道後期高齢者医療広域連合より、申請のご案内が送付されますので同封の返信用封筒にて、郵送して下さい。

■医療費の負担について

次のような場合で、医療費をいったん全額お支払いいただいたとき、市町村の窓口へ申請をして認定されると、本来の医療費自己負担分（1割または3割）以外が療養費として支給されます。

- ①ギプスやコルセットなど治療用補装具を購入した時
- ②やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた時
- ③医師が必要と認めたあんま・はり・きゅう・マッサージを受けた時
- ④海外で診療を受けた時

■『高額医療・高額介護合算療養費制度』について

同じ世帯の加入者（被保険者）の方全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の基準額を超えたときは、その超えた金額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

支給の対象となる被保険者の皆さまには、お知らせをしますので該当した場合は申請をしてください。

■交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした時、本来、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、損害賠償の都合などにより保険証を使って治療することができます。

かかった医療費は、後期高齢者医療が一時的に立て替え、後で加害者に請求することになります。

- まずは警察に連絡しましょう
必ず警察に連絡し、人身事故として『事故証明書』を出してもらいましょう。
- 必ず市町村の窓口にも申請しましょう
保険証、加入者（被保険者）の印鑑、『事故証明書』をもって、「第三者行為による被害届」の申請をしてください。

お問合せ先	申請先
町民課後期高齢医療係 (ふれあいセンターびらとり ☎ 4-6113)	町民課後期高齢医療係 または、振内支所・貫気別支所

まちの広場

(すずらんのまち びらとり)

第 11 回義経雪あかり

本町市街地 (2/2)

平取町商工会主催の「義経雪あかり」が開催され、今年もまちが柔らかな光で彩られました。

気温の上昇により、アイスクャンドルが心配されましたが、約 500 個のアイスクャンドルと、小学生が描いた「あんどん」約 150 個に無事点灯されました。

メイン会場のふれあいセンターびらとりでは、小学生による氷の彫刻コンテストが行われ、「うさぎ」「バレンタインハート」「クレヨンしんちゃん」が、町内の彫刻家の力を借りながら完成しました。

極寒の中、義経雪うどんやココアに行列ができ、最後のビンゴ大会では、参加者全員が大いに盛り上がり、楽しい夜を過ごしていました。



第 17 回全道 PK グランプリ

二風谷ファミリーランド (2/3)

全道 PK グランプリが晴天の二風谷ファミリーランドで開催され、今年も道内各地から 84 チーム、約 700 人が、全道優勝を目指し熱い闘いが繰り広げられました。

雪の足場はコントロールが難しいのですが、鋭いシュートやファインセーブが続出しました。

昼食では、びらとり和牛の焼肉を仲間で美味しくいただき、ここでしか味わえない和やかな雰囲気にも包まれたイベントになりました。

【大会結果】(※優勝チームのみ)

- 高校・一般の部 冬なのにサマーズ (札幌市)
- 中学生の部 タナコス (平取町)
- 小学校 5・6 年生の部 平取の 5 人 (平取町)
- 小学校 1～4 年生の部 北陽 T (千歳市)

破魔矢で邪気を払い、一年の幸運を祈念

義経神社「初午祭」(2/9)

御祭神の義経公が、騎馬武者であり馬を大事にし、初午の日に祈願すると願いがかなうと言われ、初午祭は昭和 48 年頃から現在まで続いています。

この日、義経神社には軽種馬関係者や観光客が約 180 人参加しました。

社殿内にて祭儀を終えた後、境内で今年の鬼門(北北西)に馬上から破魔矢を放つ「矢刺しの神事」を行いました。

この放たれた矢を拾うと幸運が訪れると言われ、日高町優駿学園学校長 永田 雄三さんが、3 本の破魔矢を華麗に放つと、参加者が競って矢を取りあっていました。

その後、愛馬息災先勝等を祈念しました。



木質バイオマスの利活用を学ぶ

平取町木質バイオマスセミナー (3/1)



森林資源を、化石燃料の代わりに木質バイオマス燃料として利用し、地域経済に活かすためのセミナーがふれあいセンターびらとりで開催されました。

町、NPO 法人北海道新エネルギー普及促進協会、北海道木質ペレット推進協議会が主催し、講演では芦別市、美幌町などの事例を紹介。資源活用による雇用活性化への成果、森林の残材活用、燃料代の実績など、大変興味深い講演でした。

最後に、農業用ハウスで稼働している木質ペレット暖房機の見学会も行われ、参加者は木質バイオマスの今後の利活用について理解を深めました。

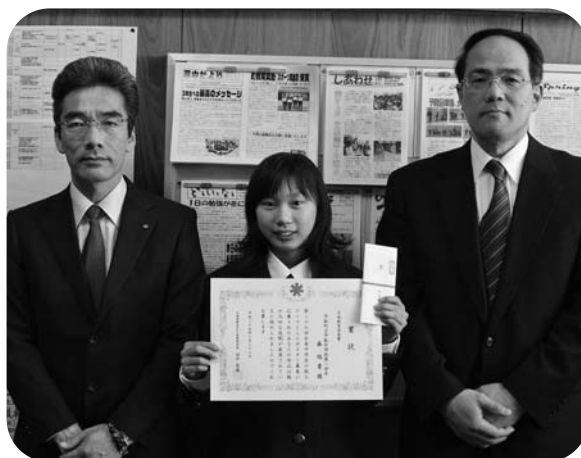
受賞おめでとうございます

税をテーマとしたポスター (3/4)

「第27回全道中学生の税をテーマとしたポスター募集」で、平取中学校1年の森 瑞貴さんが、日高教育局賞を受賞しました。

日高振興局地域政策部の西村公男税務課長より賞状等の伝達があり、受賞した森さんに感想を聞いたところ、「絵は北海道の地形を入れ、道税を音楽にたとえて描きました。受賞を聞いた時、自分が選ばれるとは思ってなかった」と答えてくれました。

受賞者の絵は、道税のPRと併せて、後日、巡回展示されます。



その後、正確な地震の規模が分かった段階で、予想される津波の高さを5段階で発表します。

このとき、3分を目途に発表される最初の津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」、「高い」という表現で発表し、非常事態であることをお伝えします。

津波警報が変わります
気象庁では平成23年の東日本大震災を踏まえ、3月7日正午から、「新しい津波警報」の運用が開始されています。
この新しい津波警報では津波の高さを小さく予想することを防ぐため、巨大地震発生時に限り、その海域における最大級の津波を想定して発表します。

◎ 気象台防災豆知識シリーズ

『津波』

区分	予想される津波の高さ	
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合 の表現
大津波警報	10m超 (10m超)	巨大
	10m (5m超~10m以下)	
	5m (3m超~5m以下)	
津波警報	3m (1m超~3m以下)	高い
津波注意報	1m (20cm以上1m以下)	(表記しない)

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。
詳しくは、室蘭地方気象台ホームページをご覧ください。
問合せ先
室蘭地方気象台防災業務課
(☎0143-22-4249)

